

（午前11時10分 再開）

○議長（小林 弘君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番3、4番 森下君。

〔4番（森下伸吾君）登壇〕

○4番（森下伸吾君）ただ今、議長のお許しを頂きましたので、通告に従い一般質問を行わせていただきます。

今回の一般質問としまして、学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム）の投与についてお聞きいたします。

てんかんは発作を繰り返す脳の病気で、年齢、性別、人種の関係なく発病すると言われていています。世界保健機関（WHO）では、てんかんは脳の慢性疾患で、脳の神経細胞ニューロンに突然発生する激しい電氣的な興奮により繰り返す発作を特徴とし、それに様々な臨床症状や検査での異常が伴う病気と定義されています。

てんかんの児童生徒が学校内で実際にてんかん発作が起こった場合は、30分以内に発作を抑えなければ脳に重い障がいを残す可能性があると言われていています。てんかんの持病を持つ児童を学校内でそのような最悪な状態にさせないために、発作が発生した場合は迅速な薬の投与が必要です。

このてんかん発作に対して、このたび口腔用の液薬ブコラムが薬事承認され、令和4年7月19日付で内閣府、文部科学省及び厚生労働省関係各部署などの関係各省庁事務連絡において、「学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム®）の投与について」が発出されました。

文部科学省では、学校などで児童生徒がて

んかん発作を起こした場合、教職員が迅速に鎮静させるための治療薬ブコラム口腔用液を投与できることを関係者に知らせる事務連絡を発出し、周知を呼びかけています。

一方で事務連絡は、教職員らのブコラムの投与について、緊急やむを得ない措置として、医師法に違反しない旨を通知し、その上で使用条件として、保護者が学校などに対し、医師による留意事項を記した書面を渡して説明することなどが挙げられており、学校側の協力がなければ現場で投与することは不可能です。

そこで、本市としてブコラムの投与についてどのように取り組んでいるのか、当局の見解をお伺いいたします。

続いて、2項目めになります。制服のジェンダーレス化について、現状と今後の取組についてお聞きいたします。

ジェンダー教育を進めるに当たっては、人間の見方、考え方やアイデンティティの基礎が幼児期から青年期に構成されることを十分に踏まえ、特に幼児期から性別の違いによって抱く役割や行動、考え方のイメージをなくしていく必要があります。

制服のジェンダーレス化に向けた取組は、全ての子どもの人権を尊重し、誰もが安心して過ごせる学校をめざす点において推進すべきであると考えます。

そこで、本市の制服のジェンダーレス化についての現状と今後の取組について、当局の見解をお伺いいたしまして、私の壇上からの1回目の質問といたします。

○議長（小林 弘君）4番 森下君の質問項目1、学校等におけるてんかん発作時の口腔用液ブコラムの投与に対する答弁を求めます。

病院事務局長。

〔病院事務局長（池之内正行君）登壇〕

○病院事務局長（池之内正行君）学校等におけるてんかん発作時の口腔用液ブコラムの投与についてお答えいたします。

ブコラムの投与については、議員おただしのとおり、令和4年7月に内閣府、文部科学省及び厚生労働省各機関より都道府県、市町村を通じて学校、保育所等に文書が発出されています。

まず、医師法17条に、「医師でなければ、医業をなしてはならない」と規定されており、ブコラムの投与についても医療行為に当たるため、原則としては医師が行わなければなりません。

ただし、今回のブコラムの投与については、学校等でてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員等がブコラムを自ら投与できない本人に代わって、緊急やむを得ない措置として、投与できるとされるものです。

その条件として、①当該児童等及び保護者が事前に医師から書面で、学校等においてやむを得ずブコラムを使用する必要性が認められる児童等で、ブコラムの使用の際の留意事項についての指示を受けていること。②当該児童等及び保護者が、学校等に対して、やむを得ない場合には当該児童等にブコラムを使用することについて具体的に依頼していること（医師からの使用の際の留意事項に関する書面を渡すこと等を含む）。③当該児童等を担当する教職員等が、当該児童等がやむを得ずブコラムを使用することが認められる児童等本人であることを改めて確認し、ブコラムの使用の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること。④当該児童等の保護者または教職員等は、ブコラムを使用した後、当該児童等を必ず医療機関で受診させること、と

四つの条件が示されています。

また、ブコラムを使用した場合は、てんかん発作を起こした当該児童等が受診することとなる医療機関の医療従事者が、使用済みの容器をもとにその投与状況を確認するため、当該医療従事者または救急搬送を行う救急隊に使用済みの容器を受け渡すとともに、実施した内容を伝える等の対応が必要となります。

なお、ゼロから6か月の乳児に対しては、保育所等でブコラムを預かり、職員等が投与することは想定されていません。

これまでは、平成28年2月29日付で発出されている「学校におけるてんかん発作時の座薬挿入について」に基づき、学校等において対応が行われているところです。

これらの状況を踏まえ、現在、市民病院小児科では、てんかん発作の症状があった患者にはダイアップ等の座薬を処方し、必要に応じて緊急時対応指示書も添えているところですが、ブコラムを処方した症例はこれまでになく、ブコラムを処方するようなてんかん重積症状という発作が頻回に起こる難治性てんかんのような専門的な治療を必要とする患者については、大阪母子医療センターなど高度医療機関への紹介を実施しています。

次に、学校等における取組状況について、前述にあります。本年7月に国の各省より、医師法17条の解釈に係る「学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム®）の投与について」の通達があり、これを受けて担当課では各市内各園及び小・中学校に対し、この旨の通知をし、既に周知しています。

これまでも、てんかんを含む疾病等により緊急時に配慮を要する子どもについては、保護者の了解のもと、症状や処方、連携している医療機関等の情報を橋本市消防本部、伊都消防本部と共有しており、万一の緊急対応に努めているところです。

現在のところ、市内の園及び小・中学校においては、プログラムを処方されている子どもの申出はありませんが、引き続き関係機関との連携に努め、慎重に対応していきます。

○議長（小林 弘君）4番 森下君、再質問ありますか。

4番 森下君。

○4番（森下伸吾君）ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきたいと思えます。

通常、てんかん発作といいますと、安静にして1、2分たてばだいたい収まるとは思いますが、しかし、5分以上続いた場合はてんかん重積状態とみなして治療を行わなければなりません。先ほども申しましたが、けいれんが30分以上続きますと後遺症を来す可能性がありますので、早く治療を開始することが大事であるというふうに思えます。

現在、学校では、てんかん発作を持った児童がもしてんかん発作を起こした場合、どのような対応を取られているのか、教えていただけますでしょうか。

○議長（小林 弘君）教育長。

○教育長（今田 実君）森下議員のご質問にお答えします。

基本的には、学校が判断をして、こうするというところは難しいところがありますので、主治医の方、そして、保護者の方と協議をした、こういう対応をしてくださいという指示を受けたこと、それに基づいて対応しているところが現状です。

○議長（小林 弘君）4番 森下君。

○4番（森下伸吾君）そういった、保護者の方からの意見をもとにということだと思えます。

学校関係がそうであれば、保育園やこども園ということはお答えできますでしょうか。

○議長（小林 弘君）副市長。

○副市長（小原秀紀君）保育園やこども園等であらかじめてんかんを持っている児童を把握しておりますので、てんかんの前兆が現れた場合には、事前に保護者から聞き取りした医師の指示内容に従い対応しております。

園内で児童にてんかん発作が起きた場合は直ちに救急搬送を要請するとともに、保護者に電話連絡を入れまして、児童の様子、症状をお伝えし、座薬を預かっている場合は座薬を挿入してよいかの了承をとります。消防本部とは小・中学校同様、保護者の承諾を得た上で、毎年、緊急対応を要する児童についての連携を取っているところでございます。

○議長（小林 弘君）4番 森下君。

○4番（森下伸吾君）ありがとうございます。

ですので、いろいろ保護者の方からもご連絡を頂いての対応だと思えますけれども、ただ、やはり収まらない場合ということもあるかも分かりません。そういった面では消防との連携も取っていらっしゃるということでありましたので、そういった情報共有のことも、消防のほうで情報共有されておられるのか、また、児童がもしそういった救急搬送の要請があれば対応をされておられるのか、その点をお伺いいたします。

○議長（小林 弘君）消防長。

○消防長（山本賢児君）消防本部での救急対応等について、お答えします。

消防本部は、てんかん等の疾患を持つ園児、児童及び生徒の情報を、保護者の了承を得て、健康福祉部こども課、教育委員会学校教育課から提供されています。

119番受信時に、情報提供された園児、児童、生徒であれば、それらの情報を通信指令員が閲覧して、救急活動と病院選定等に活用できる体制を取っております。

救急救命士を含む救急隊員が傷病者や教職員、家族等に代わって当該医薬品プログラム口

腔用液を投与することは認められていませんが、救急隊は必要な処置を行って、状況によって医師の指示や助言を仰ぎながら医療機関へ搬送しています。

関係者等が当該医薬品を使用した場合、救急隊は搬送医療機関へ情報提供するため、関係者が行った投与状況の報告と使用済みの容器を医療機関へ提出するようになっております。

以上です。

○議長（小林 弘君）4番 森下君。

○4番（森下伸吾君）学校やこども園などの情報も消防と共有されているということで、ある程度把握をさせていただいているということでもあります。救急搬送も対応していただいているということでもあります。

どうでしょう、そういった、てんかんで救急搬送されるということは、橋本管内でどうでしょう、多いといいますか、あることでしょうか。その点ちょっと分かればと思いますが。

○議長（小林 弘君）消防長。

○消防長（山本賢児君）実際の件数なんですけども、令和3年1年間の件数は、学校等で発生した救急出動というのは20件ありました。そのうちてんかん発作による救急件数は1件でございました。

以上です。

○議長（小林 弘君）4番 森下君。

○4番（森下伸吾君）ありがとうございます。

やはり、てんかんで救急要請をされるということもあります。もちろん学校であれば、そういう発作が起こればもちろん学校から連絡すると思いますが、家庭で起これば、やはり家庭から連絡して救急搬送されるということも多々あるとは思いますが。

やはり、このてんかんの発作というと、皆さん方もてんかんの発作が起こった現場に立

ち会われたことがあるかとは思いますが、やはり、体が硬直して白目をむいて、倒れたりとか、あと暴れたりというような状況もございます。

先ほどの答弁にもありましたように、今現状では、やはり座薬が対応できるものだということではありますが、そういった、力が入って硬直しているような状態で、しかも暴れているような状態で座薬を入れるというと、やはりちょっと困難ではないかなというふうにも考えられます。やはり、初めてその状況を目にした教職員の方とか保育士が、そこできなり座薬を入れよと言われても、これはちょっと難しいのではないかなというふうにも思います。

さらには、いろいろ調べてみますと、座薬に関しては急性のけいれん発作に対する明確なエビデンスはないというようなことも書かれておりました。ですので、そういった発作を持っている家族が安心して対応できる、生活できる薬の開発が望まれていたわけなんです。

ここで今日お話しするプログラムと、もう一つ皆さま方にお伝えしたいのが、ドラベ症候群というのがございます。片仮名でドラベと書きますが、ドラベ症候群というのがございまして、これは健康であった赤ちゃんが、多くの場合は1歳までに、全身あるいは半身にけいれんが発症し、その後もけいれんを何度も繰り返す病気であります。ドラベ症候群といいます。

難病でありまして、ドラベ症候群の子どもを持つ家族の方々の団体、ドラベ症候群患者家族会というのがございまして、そちらから国のほうにいろいろと、プログラムが学校で使えるようにというようなことで要望に行かれております。

教職員の方が、やっぱりそういった、プロ

ラムを投与できるようにということ、先ほどもありましたように、医師法にいろいろと関わってくるからです、そういったことも、緊急を要することは教職員や保育士がそういったプログラムを投与できるようにというような動きをされておりました、そのかいもあってといいますか、プログラムというのがこの7月にそういった通達をされるということになりました。

先ほどもありましたように、プログラム、ただ、やはり処方する場合はてんかんの重い状態、重積状態であるということでもあります。ですから、てんかんを多発するといいますか、多く発症するような難治性のてんかんという患者さんは、市民病院では大阪の母子医療センターのほうに紹介をされているということで、市民病院のほうでは把握はされていないのかも分かりませんが、もしかしたら橋本市内にそういった子どもがいるかも知れません。

ドラベ症候群に関しては4万人に1人いると言われております。そういった患者とこれからも接するかも知れません。ですので、今日はそういった、プログラムという医薬品、薬に関しても理解をしていただければと思います。

先ほどもありましたように、いわゆる医療行為を行うということに関してはなかなか抵抗感があると思いますが、よく、それに近いといいますか、教師の方が医療行為をすることであれば、アナフィラキシー症状を抑えるエピペンを教職員は子どもにすることもできます、今は。

ですので、どちらかという、最初の頃はこのエピペンを教職員の方々とか保育士が使用するというのはなかなか抵抗感があったと思いますが、今はもう当たり前のようになっています。そ

ういった、学校ではそういったエピペンのような取扱いといいますか、そういうのは今どうなっていますでしょうか。

○議長（小林 弘君）教育長。

○教育長（今田 実君）アドレナリン自己注射薬、いわゆるエピペンですが、それを処方された児童生徒は橋本市内にもございます。そういった学校については、まずその学校の全教職員が、どの子どもがそれを処方されているかということを通通で理解すること、ここからスタートだと思います。そして、もしもその子がアナフィラキシーショックの状況になったときに使えるように対応ができていくかというのがその次かなと思います。

そのためには、子どもが持っているというケースもありますが、多くは学校で薬を預かるということを行います。それについては必ずこの場所にとということを決めまして、持ってきた薬がどこに保管されていて、すぐ使えるようになるということを通通理解した上で対応できるような体制を取っております。

また、その使い方なんですけれども、今、議員おただしのおり、なかなか、初めてするなんていうのは大変勇気の要ることです。ですから、毎年、子どもが登校を始める前にそういったことの研修を学校で行っております。最近は講習を行うためのキットなんかもありますので、そういったことを実際に使いながら講習を行っております。そして、全員でその対応ができる準備を整えているところです。

以上です。

○議長（小林 弘君）4番 森下君。

○4番（森下伸吾君）学校のほうではそういった対応もしていただいているということでございます。

保育園やこども園についてもお聞きしたい

と思ったんですが、その辺はやはりちょっと、分かりますでしょうか。では、やめておきます。

やはり、先ほど言いましたように、エピペンに関しましても、今やもう皆さん方にも認識されているような薬品といますか医療機器でありまして、もうこのアナフィラキシー症候群が起こればやはりエピペンを使用するんだというような認識をお持ちだと思います。

ですので、今日お話ししたブコラムという薬品も、まだ始まった、新しい薬品ではありませんので、まだ認知されていないと思いますが、今後、エピペンのように、もう学校のほうでそれを持参してくる子どもがこれからいるかもしれません。ですので、そういったことも今後対応していただけるように期待しまして、一つ目の質問を終わりたいと思います。

○議長（小林 弘君）次に、質問項目2、制服のジェンダーレス化についての現状と今後の取組に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（今田 実君）登壇〕

○教育長（今田 実君）制服のジェンダーレス化についての現状と今後の取組について、お答えします。

平成27年4月30日に文部科学省から、「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」との通知が出され、また、平成28年4月に同省から教職員向け資料が示されました。

本市においてはこのことを踏まえ、各学校では対象となる児童生徒が在籍することが考えられること、相談があった場合には個々に応じたきめ細かな対応を行う必要があること等について共通理解を図っており、学校生活における様々な場面での支援の一つに制服のジェンダーレス化があると考えています。

制服の現状については、小学校で男女共用

のブレザーのみの制服を導入している学校が1校、男女別の制服を導入している学校が5校、私服の学校が8校となっています。中学校については昨年度から取組を進めており、既にスカートとスラックスの選択制を導入している学校が1校、来年度からスカートとスラックスの選択制を導入する学校が2校、従来の男女別制服の学校が2校となっています。この男女別制服の2校についても、見直しの必要性については教職員間で共通理解を図っています。

これからも性差について悩みを抱える児童生徒が安心して生活できる環境づくりに努めるとともに、対象児童生徒や保護者に対してきめ細かな対応ができるよう、学校や関係機関と連携した取組を進めていきます。

○議長（小林 弘君）4番 森下君、再質問ありますか。

4番 森下君。

○4番（森下伸吾君）ありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

この質問をさせていただこうと考えたのは、先日このジェンダー平等についての講演を私聞かせていただくことがありまして、それをきっかけに、またこの制服についても質問をさせていただきたいというふうに思いました。

以前にも同僚議員がこの制服のジェンダーレス化については質問をされておりますが、その後どのように検討されたのか、そこをお聞きしたいと思います。

まず、中学校のほうですけども、先ほどありましたように、既に選択制を導入しているのが1校であり、来年から選択制を導入する学校が2校、今まだ男女別の制服であるところが2校ということでした。

既に選択制を導入しているような学校の生徒の反響というのはいかがでしょうか。その辺を教えていただきたいと思います。

○議長（小林 弘君）教育長。

○教育長（今田 実君）なかなか、こういったことに関してアンケート調査するだとか、そのあたりのことは行えてはいないんですけども、実際にそれを選択している子どもがおられるという現実がありますので、そこは本当に、それを意識している生徒にとってはすごくよかったと、そんなふうに私としては評価しております。

○議長（小林 弘君）4番 森下君。

○4番（森下伸吾君）なかなかやはり、内面のことでございますので、聞きにくいところもあると思いますが、それを選択されている生徒がいるということは、やはりそれなりにやっぱり評価されておるといふふうに思います。

そうしますと、来年度から選択制を導入される学校が2校あるということでございます。その選択制に至ったプロセスといいますか、その取組をどうやってそこまで持って行かれたのか、その辺が分かればお伺いしたいと思います。

○議長（小林 弘君）教育長。

○教育長（今田 実君）まず、もともとあった制服の状況の違いというのがあります。進んでいるところについては従来からブレザーを採用していたこと、また、コミュニティスクール、学校運営協議会等でこういった問題に対して建設的な意見というのもあって、スカートとスラックスの選択制をスムーズに取り入れられたかなと、そんなふうに考えております。

また、検討を少し時間かけてやってきた学校については、長年、男子については詰襟の制服、セーラー服の学校でしたが、今回新しくブレザーの制服に変更した上でスカートとスラックスの選択制の導入に至るといふ、そんなふうな経過がございます。

この学校においても、学校も、先ほど紹介しました学校運営協議会等においても、セーラー服の利便性の悪さであったりとか、制服のジェンダーレス化を推進するといった意見が上がっていたということが進めやすさを後押ししていただけるようになったのかなと、そんなふうに思いますが、学校においてはその後、教員による制服委員会を立ち上げまして、生徒会や学校運営協議会、また、PTAからも意見聴取した上で、約2年ほどかけて準備を進め、既に来年度入学予定の児童やその保護者にも説明をしてきているところです。

○議長（小林 弘君）4番 森下君。

○4番（森下伸吾君）もちろん行政だけが推し進めるような状況ではありませんので、やはり保護者や学校運営協議会、もちろん生徒の一番の思いを重視していかないといけないなと思いますが、そういった声が上がってきたということでやはり進んだということであると思います。

そうすると、あと2校はどうなるのかということではありますが、その点のお考えがあればお伺いしたいと思います。

○議長（小林 弘君）教育長。

○教育長（今田 実君）まず、そういった声が上がってきていないからいいんだと、そんな認識ではいけません。やっぱり必要なことかなと、そんなふうに考えておるところです。

今後ですけれども、学校からそういった働きかけをしないことには、そういった声も出てこないと思うんです。学校からの働きかけ、そして、そういった声が出てきたということがあれば、協働して一緒に取り組んでいけるかなと思っております。

いろんな機会を捉えてこういった啓発活動を行っていくことで、この取組がともに考えていける課題として捉えて、解決に向かって

いけたらなど、そんなふうを考えております。

○議長（小林 弘君）4番 森下君。

○4番（森下伸吾君）ここは共々に協議を進めていただけるよう期待をしております。

中学校はそういった形で着実にこの2年間をかけて進めていただいておりますが、そうなる小学校のほうはどういう方向で考えていらっしゃるのか、少しお伺いしたいと思います。

○議長（小林 弘君）教育長。

○教育長（今田 実君）先ほど現状について答弁させていただきましたが、制服、上だけというところであれば、もう下は自由にはくことができます。

やはり下が、小学校の場合は多くは男子は短いズボン、女子はスカートという状況になっております。ですから、それをどんなふうに変えていくかということについてはまた意見を聞きながら取り組んでいかなければならないと思うんですけれども、こういったことについても、先ほどの中学校の2校の取組と同じように、啓発をまずしっかり行っていきながらご意見を頂くような場を設けて、そこでそれをどう取り組んでいくかということを考えていきたいなど、そんなふうに思います。

とにかくいろんな、PTA、そして子どもの意見も聞いたら聞きながら、学校運営協議会等とも連携して、ジェンダーレス化した形が取れるように、前向きに検討を進めていけたらと考えております。

○議長（小林 弘君）4番 森下君。

○4番（森下伸吾君）ありがとうございます。小学校に関してはやはりその辺もまだまだ協議の余地があるのかなというふうには思います。

ただ、制服と私服とという学校もございません。そういった面で、制服がいいのか私服がいいのか、その辺は難しいところだとは思

いますが、私服になれば関係ないと言え関係ないことではあります、その点のお考えはいかがでしょうか。

○議長（小林 弘君）教育長。

○教育長（今田 実君）私が勤務した学校でもその議論がありました。開校当初から、制服がいいのか私服がいいのかといった議論があった学校です。意見としては半々ぐらいであって、そしてその後、保護者等の機運がどんなふうになっていくかを見ながら検討しようということで、数年その状況が続きました。

私が勤務しているときに、そこでその議論についてきちとした形で決めていこうということで制服の検討委員会というのを立ち上げて、そこでご意見を頂きながら、そして、アンケートも委員会で取りながら決めていきました。

最終は私服ということで決定したわけなんですけれども、やっぱりそういった、一緒になって考えていくということが大事なことだと思います。一方的に決めるという方法もあるかなと思うんですけれども、こういったことについては一緒に考えて、みんなで学んでいくというその過程が大事なと思いますので、そういった機会が取れるようにしていくことが大事ななど、そんなふうに思っております。

ですから、どちらがいいという、そういったことは私は特にはないんですけれども、これからのことを考えたら、子どもたちが選択できるということはいずれにしても大事なことかなと、そんなふうには思います。

○議長（小林 弘君）4番 森下君。

○4番（森下伸吾君）ありがとうございます。本当に保護者、生徒の意見を尊重してということだと思います。

ただ、制服が変わるとなると、やはりなかなか経済的に問題かなというところもあ

ります。そういったお声も聞く場合がありますが、その点は教育委員会としてはいかがでしょうか。

○議長（小林 弘君）教育長。

○教育長（今田 実君）費用面のことなんですけども、先ほど答弁させてもらった、制服をどうするかという検討の中にもそのことは出てきました。ここでもやっぱりいろんな意見がありました。制服にすると安くつくと思われる方もおったんですけども、一方で私服にするほうが安くつくというふうに変えられている方もおられました。

ですから、そこをどう捉えるかということなんですけど、制服にすれば初めの段階で要る、そしてまた体が大きくなってきたらまた買い換えていく必要がある。私服だったら学校の服だけと違って、家で着るということも考えたときにはコスト的にも安くつくのではないかなと考えられている方もおられました。

ですから一概に、いつときだけの費用のことだけではなかなか判断しにくいというところがあるなということを考えさせられたというのが私の思いで、一概にどちらがいいのかというのはなかなか難しいところがあるかなと、そんなふうに思います。

○議長（小林 弘君）4番 森下君。

○4番（森下伸吾君）そうですね。その辺はやはり一概には言えないところもあると思います。

私服になりますと、逆にご家庭のそういった経済的な差というのもし出てきたりして、いろんな問題もあるとは思いますが、ただ、やはり制服になりますと、男女共用というふうな形になりますと、うちなんかも3人子どもがおりますが、男子女子おりますので、同じ制服を着るということはもちろんできませんが、共用の制服であれば、お兄ちゃんのお下がりを妹が着れるというようなこともできる

と思います。

ですので、逆に共用になれば経済的にも負担が軽くなると思いますし、リユース、ほかの方から頂くというときも男女を気にしなくていいのではないかなというふうにも思います。

ですから、男子だから女子だからということで、女子やから絶対スカートをはかなあかんというような固定概念の方もいるかも分かりませんが、この議場を見ましても女性の議員もスラックスの方もおられますし、やはりそういったこともだんだん変わってきているんだなと思います。

この数年、全国的に制服をブレザー、スラックスタイプにリニューアルする学校が加速度的に増えてきております。ブレザー、スラックスを標準学生服とする方針を固めている、そういった学校もあります。

多様性の社会の実現に向けてこれからも取り組んでいただけることを期待しまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（小林 弘君）4番 森下君の一般質問は終わりました。

この際、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時53分 休憩）
